

# 民商は

申告の「わからない」を  
しっかりサポート！  
税務署に行く前に  
自分で記帳、計算、  
納得のいく申告を！  
インボイス制度に  
関する学習会も  
開催中！

民商は  
インボイスの実施に  
反対しています。

## インボイスの 登録申請は

9月30日までに行えば、  
10月1日登録になります。  
〈国税庁回答〉

知らないと損する

## インボイス制度

# 対策学習会

参加費無料  
要予約

開催時間は全会場、午後2時～3時

インボイスとは、

税務署の登録番号が付いた請求書・領収書のこと。  
これがないと仕入・経費の消費税が引けなくなり、  
消費税の納税額が増えるため、取引先から  
インボイスの発行を求められる場合があります。  
インボイスが発行できるのは消費税課税事業者のみ。  
免税事業者の方は新たに消費税の申告・納税を  
しなければなりません。

開催日 会場（住所） 担当民商（連絡先）

|          |  |   |
|----------|--|---|
| 2月 5日（日） | こうち男女共同参画センター「ソレ」3階 研修室1（高知市旭町3丁目115番地）<br>のいちふれあいセンター 3階 第1会議室（香南市野市町西野534-1） | 高知民商（088-833-0666）<br>香美郡民商（0887-52-4031） |
| 2月 6日（月） | 四万十市立文化センター 中会議室（四万十市中村桜町2番地1）<br>土佐市複合文化施設「つなで」3階 多目的室3-1（土佐市高岡町乙3451-1）      | 中村民商（0880-34-4107）<br>仁淀川民商（088-852-0422） |
| 2月 8日（水） | 須崎市立市民文化会館 中会議室（須崎市新町2丁目7番15号）   | 須崎民商（0889-42-5201）                        |
| 2月 9日（木） | 安芸市民会館 2・3号室（安芸市矢ノ丸3-12）   | 安芸民商（0887-35-4432）                        |
| 2月10日（金） | 南国市地域交流センター「みあーれ!」1階 会議室A（南国市大そね甲2117番地）                                       | 南国民商（088-864-3623）                        |
| 3月18日（土） | 四万十市立安並武道館 会議室（四万十市安並4231 市民スポーツセンター内）   | 中村民商（0880-34-4107）                        |
| 3月19日（日） | 県民文化ホール1階 第11多目的室（高知市本町4丁目3-30）<br>香美市中央公民館2階 研修室（香美市土佐山田町宝町2-1-27）            | 高知民商（088-833-0666）<br>香美郡民商（0887-52-4031） |
| 3月20日（月） | 四万十町地域交流センターくぼかわ 町民活動支援室（四万十町役場東庁舎）  | 須崎民商（0889-42-5201）                        |
| 3月22日（水） | すこやかセンター伊野 食生活改善教室（吾川郡いの町1400）   | 仁淀川民商（088-852-0422）                       |
| 3月23日（木） | 安芸市民会館 2・3号室（安芸市矢ノ丸3-12）   | 安芸民商（0887-35-4432）                        |
| 3月24日（金） | 南国市地域交流センター「みあーれ!」1階 会議室A（南国市大そね甲2117番地）                                       | 南国民商（088-864-3623）                        |

※コロナ感染拡大の状況により、中止になる場合があります。